

審議会等の会議報告

1 会議名	第16回津市空家等対策委員会
2 開催日時	令和4年7月29日（金） 10時15分から12時00分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市空家等対策委員会委員） 岸野隆夫、市川正義、田中召剛、豊福裕二、中尾俊一、 野田秀敏、橋本尚美、藤田和男、 前田健、山口尚利、井上博之 （事務局） 都市計画部長 宮田雅司 都市政策課長 酒井亮 建築指導課空家等対策担当副参事 丹羽啓一郎 建築指導課空家等対策担当主幹 高橋豊人 都市政策課都市計画・景観担当主幹 駒田直紀 都市政策課都市計画・景観担当主査 宮前友彰 都市政策課都市計画・景観担当主査 荒木美紀 都市政策課都市計画・景観担当主事 野々垣諭
5 内容	第16回津市空家等対策委員会 （1）委員長及び副委員長の選出について （2）空家等対策に係る取組の進捗状況について （3）令和4年度の取組について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3290 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

事務局
事務局
事務局

【開会】

【あいさつ】

それでは、津市空家等対策委員会について、ご説明させていただきますので、お手元の「津市空家等対策委員会設置要綱」をご覧ください。

当委員会は、第1条のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に定める空家等対策計画の作成や実施等に関し、広く意見等を求め、本市における空家等に関する対策の円滑な実施を図るため設置されるものです。

当委員会の所掌事項は、第2条のとおり、「(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること」「(2) その他空家等対策の推進に関すること」となっております。

委員の任期については、第4条のとおり2年です。

この後、ご選出させていただきますが、委員会には第5条のとおり、委員長と副委員長を置き、委員長が議長となって、議事を進行いただきます。

また、第6条第2項のとおり、委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

本日の会議については、委員13名中11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、津市空家等対策委員会設置要綱の規定により過半数の出席と認め、会議は成立しております。

次に第8条、委員会の庶務については都市計画部都市政策課が担当させていただきます。

なお、委員会の委員長が選出されるまでの間、会議の進行は、私が務めさせていただきます。

会議の公開についてでございますが、津市情報公開条例第23条の規定に基づく不開示情報は含まれませんので、公開とし、傍聴を認めるとともに、会議録も公開いたします。

なお、本日は傍聴希望者がおられません。

それでは、事項書の2(1)の「委員長及び副委員長の選出について」に移らせていただきます。

津市空家等対策委員会設置要綱の第5条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める」と規定しております。

よろしければ、事務局案をお示しさせていただきますが、いかがでしょうか？

委員

異議なし

ご異議が無いようでございますので、委員長につきましては、三重大学人文学部教授の豊福 裕二（とよふく ゆうじ）委員に、また、副委員長につきましては、津地方法務局総務登記官の市川 正義（いちかわ まさよし）委員にお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員	異議なし
事務局	ご異議が無いようでございますので、委員長は豊福委員に、副委員長は市川委員にお願いしたいと思います。 豊福委員におかれましては委員長席へ、市川委員におかれましては副委員長席へご移動をお願いいたします。 それでは委員長、副委員長からそれぞれご挨拶をお願いいたします。
豊福委員長	委員長にご選任いただきました三重大学の豊福でございます。皆様の賛同をいただきましたので委員長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
市川副委員長	副委員長に選任いただきました津地方法務局の市川でございます。皆様の賛同をいただきましたので副委員長職を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、津市空家等対策委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、委員長が議長となりますので、この後の委員会の進行をお願いいたします。
豊福委員長	それでは、事項書に基づき順次進めてまいります。 事項書の2「(2) 空家等対策に係る取組の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	お配りしておりますカラー刷り資料、もしくはスクリーンをご覧ください。 資料の1ページをお願いいたします。今回の委員会は、初めて出席いただく方もみえますので、まずは津市空家等対策計画について簡単に説明させていただいた上で、「空き家等対策に係る取組の進捗状況について」説明させていただきます。 最初に、これまでの津市の空き家対策の経過ですが、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立したことに伴い、津市では平成27年3月に空き家管理台帳を整備し、平成27年度から環境保全課と9つの総合支所の地域振興課に空き家の相談窓口を設置するとともに、建築指導課に特定空家等を含む危険な空き家に対応する担当を設置したのが、本市の空家等対策のスタートでございます。 平成28年7月には、住宅政策に関する学識経験者や不動産関係団体の代表者など13名で構成する、この津市空家等対策委員会を設置して、平成29年3月に「津市空家等対策計画」を策定のうえ、この計画に基づく取組を行ってきました。 また、それまで過疎対策という観点で平成21年から実施してきた、美杉地域のみを対象とした津市空き家情報バンクの対象地域を、津市全域へ拡大し、空き家の利活用についても、都市政策課を中心に取り組む体制を構築し、平成30年1月から市ホームページにて空き家情報バンクサイトの運用を開始しました。 令和3年10月には更なる空き家情報バンクの利便向上のため、空き家

情報バンクサイトをリニューアルして、オンライン利用登録機能、360度画像を見ることができるパノラマ内見機能、検索機能の追加を行うなど、改善を行っています。

現在は、令和4年3月に策定・公表した「第2期空家等対策計画」においては、令和3年度中に開催したこの委員会のご意見を取り入れ、空き家対策に取り組んでいるところでございます。

次に、津市空家等対策計画の概要についてですが、この計画は、空家等対策に関する津市の基本姿勢を明示することで、その全体像を市民の皆様が容易に把握できるようにするとともに、津市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年3月に策定し、令和4年3月には、既存の住宅等の老朽化や少子高齢化の進行、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、総合的な空家等対策をより一層推進する必要があることから、「第2期津市空家等対策計画」を移行したところで

この計画の対象地域については、空き家外観調査において、市内全域に空き家が点在することが判明したことから、市内全域としており、また、対象とする空家等の種類については、空き家特措法においては「概ね年間を通して使用実態のない建築物を「空家等」と定義していますが、実務上は空き家となってから間もない空き家に対しての相談もあることから、「期間を問わず使用実態のない建築物」を対象としております。

計画の基本的な方針としては、一つ目の柱として、空家等の発生の抑制と適正管理の促進、二本目の柱として空家等の利活用の促進、三本目の柱として管理不全な空家等の解消の促進の3つを柱として、周知・啓発、空き家情報バンクの利用促進、解体支援などに取り組んでいます。

本市の空家等対策について、主に令和3年度における進捗状況について説明させていただきます。

まず、環境部環境保全課の前田委員からお願いします。

環境保全課
(前田委員)

環境保全課の前田でございます。

空家等の発生の抑制と適正管理の促進につきまして、取り組み状況等をご説明いたします。環境保全課の令和3年度の取り組みとしましては、これまでと同様、様々なツールを使った啓発を行ってまいりました。広報津、環境だより、市ホームページでは、空き家の適正管理及び発生抑制の周知啓発を行いました。

また、固定資産税の納税通知書を送付する際に空き家の適正管理の啓発チラシを同封しており、老人施設、福祉施設等にも空き家の利活用に係るチラシを配布しております。令和3年度の実施で5回目となりますが、専門団体8団体で構成されている空き家ネットワークみえ様と共催で空き家無料相談会を実施しました。

続きまして、これらの取り組みの内、空き家無料相談会について、説明させていただきます。令和2年度と令和3年度につきましては、コロナ禍における開催となりましたことから、事前予約制による開催とさせていただきました。令和元年度に比べ、来場者数が減少しておりますが、令和2年度で80人、令和3年度で76人の相談に対応することができました。事前予約制のため、当日会場でお待ちいただくことなく、スムーズな相談対応ができました。

相談内容につきましては、空き家の解体に関する費用や業者についての相談、売却などの利活用に関する相談、相続や税金に関する相談など様々な

事務局

分野の相談があり、それぞれの内容に応じた専門家からのアドバイス等を参加者の方々にしていただきました。

参加者に対して行ったアンケート結果についてご紹介させていただきます。アンケートは当日に実施させていただき、参加者52組の内、46組の方からご回答をいただきました。その結果、ご回答いただいた方の90%以上の方に問題解決の参考になったと回答いただき、また、個々の感想では、「疑問に思っていたことが聞けて、大変良かった」、「専門の方の話を聞くことができて良かった」、「聞きたいことに答えてもらったので安心した」、「疑問点について丁寧に応じていただいた」など、参加された方々にはご満足いただけた相談会になったと思われます。

環境保全課からの説明は以上となります。

つづいて、空家等の利活用の促進について、都市政策課から説明させていただきます。

まず、空き家情報バンクの実績についてご報告します。こちらは令和3年度末の空き家情報バンクの実績です。令和4年3月末時点での公開中の物件数は40件で、地域別の数は一番上の表のとおりです。その下の表は平成28年度以降の年度ごとの空き家情報バンクの物件登録件数、成約件数等をまとめたもので、平成29年度より対象地域が美杉のみから市内全域へと拡大されております。登録物件数、利用登録者数は着実に増加しており、その中で成約件数もすこしずつ増加傾向にあるところです。

現在まで取り組んできた広報紙やHPでの周知、チラシ等による啓発や、空き家情報バンクのリニューアルによる利便性の向上の効果が出てきているものと考えております。

ちなみに令和4年度は本日時点で16件が成約となっています。

次に、空き家見学会についてです。空き家見学会は空き家バンクの登録物件を見学することで、空き家や物件所在地での生活のイメージを明確にしてもらい、空き家の利活用を推進することを目的に平成30年度から開催しています。例年2回程度、参加者を10名程度、募集して、空き家の所在地やテーマを絞って見学をいただいておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止と、しました。令和3年度については、できる限り接触機会の軽減が可能となるよう、所有者の承諾を得られた空き家情報バンク掲載物件の中から、北部、中央部、南部、美杉の各エリアの平屋物件を選定し、デジタル空き家見学会として開催しました。

具体的には、物件の動画を令和4年1月28日から2月10日の間に動画サイトにて公開し、空き家情報バンク登録者のうち、希望者に閲覧していただきました。

こちらが公開物件になります。所有者から許諾を得られた物件について、映像酔いしないよう撮影速度に気を付けるなどして動画を撮影、編集しています。視聴後のアンケートでは「カメラアングルが見にくい」、「物件の周囲の状況が知りたい」などの声があったことから、それらを踏まえて撮影内容などを検討し、今年度も開催をしたいと考えております。

なお、3番の半田の物件については令和4年6月に成約済となっています。

つづいて、空き家情報バンクの登録物件の掘り起こしを目指して行っている、空き家所有者への利活用を促す取組についてです。

美杉総合支所
地域振興課
(井上委員)

事務局

まず、環境保全課の取組の中でも出ましたが、固定資産税の納税通知書を発送する際に同封するチラシで空き家情報バンクの制度を紹介しています。納税通知書は毎年約12万通を発送しており、網羅的な周知効果があると考えております。

また、空き家所有者への利活用を促すダイレクトメールを送付しています。状態の良い、資産価値の高いうちに、売却や賃貸などを促すため、その手法の一つとして、空き家情報バンクを紹介しています。

空き家の利活用を促進するために運用している、補助制度の実績でございます。津市移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金は、市内全域を対象とし、耐震基準を満たした空き家を県外からの転入者が改修する場合や、県外からの転入者に対して売却や賃貸をするために、空き家の所有者が改修する場合、その工事費の1/3、上限100万円を補助するものです。

令和元年度は2件、令和2年度は1件、令和3年度は2件の実績があり、令和4年4月からは既存のリノベーション事業に加え、新たに空き家情報バンクを通して成約した物件の家財道具処分について、その経費の1/2、上限5万円を補助する家財道具処分費補助金の内容を追加し、「津市空家有効活用事業補助金」として再編、運用を開始しました。現在この家財道具処分費補助金については、数件の相談を受けており、そのうち1件の申請を受け付けております。

都市政策課からは以上です。

つづいて美杉総合支所地域振興課からの取組を説明させていただきます。井上委員お願いします。

美杉総合支所井上でございます。空家等対策に係る進捗状況ということで、休日相談窓口を行っておりますが、令和2年度、令和3年度ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせておりましたが、感染状況に落ち着きがみられたことから、予約制にしまして、対面方式だけでなく、リモート形式を導入して実施をしております。

開催回数は5回で、相談件数は9件、内訳としましてはリモートが5件、対面が4件ということで、これに関しましては資料にもありますとおり、田舎暮らしアドバイザーの協力をいただいて休日相談を行ってきました。

三重県の移住相談会にも参加をしております。開催日時は令和3年11月7日日曜日でこちらもリモート形式での参加となりました。参加人数としては11組11人となりました。

各種補助制度の実績についてご説明いたします。資料上段のほうで、津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金ということで、こちらについては、平成23年から水回りの部分についての補助金ということで1/2の補助、上限50万円という補助制度となっております。

下段の津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金というのは、水回り以外の外壁や屋根の補修に対する補助金となっております。1/3の補助で上限100万円となっております。

美杉地域ではこれまで89件の物件が成立しております。以上でございます。

続いて商業振興労政課から山口委員、お願いいたします。

商業振興労政課（山口委員）

商業振興労政課山口でございます。私共商業振興労政課としましては、空き家というより空き店舗等の解消という目的でこの事業をさせていただいております。

平成29年度から令和3年度の実施状況につきましては、商店街等活性化推進事業補助金というものを実施しておりましたが、事業の実績は資料のとおりでございます。最近のもので言いますと令和2年度の2件を最後に令和3年度は募集を停止させていただいております。

令和4年3月にこれまでしておりました商店街等活性化事業補助金を廃止させていただき、令和4年4月から新たに商店街等新店舗誘致奨励金を作らせていただきました。内容といたしましては、商業振興団体の新店舗誘致活動を促進するため、同団体に加入する事業者が商店街の空き家・空き店舗等を新たな店舗として活用する場合、同団体に新店舗誘致奨励金を交付するものです。

奨励金の交付の内容につきましては、最初の1年目は20万円、2年目に5万円、3年目に5万円、4年目に5万円、最初から4年間を支援していこうという制度でございます。内容としましては設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費など事業者の皆さんが新規に活動をする際に必要な経費について支援をしていこうということで、この制度を利用して商店を新たに使い、いこうという人が利用しやすいように補助制度を改めさせていただきました。現在この制度を各商店街にお伝えさせていただいて周知に努めておるところでございます。以上でございます。

続いて管理不全な空家等の解消の促進について、建築指導課の丹羽副参事から取組状況をご説明させていただきます。

事務局

建築指導課 空家等対策担当 丹羽でございます

管理不全な空家等の解消の促進について、取組状況を説明いたします。管理不全な空き家に関する相談は、令和に入り若干減少傾向にあり、令和3年度の受付は50件でした。

「特定空家等」の認定件数も同様に減少し、令和3年度は13件でした。対する改善件数ですが、特定空家等が30件、特定空家等に至らないが、改善の必要な「特定空家等以外」の管理不全空き家が35件で、令和3年度中の改善件数の合計は65件となりました。

続きまして、改善率の推移をグラフ表示したものです。

令和3年度の改善率は、「特定空家等」で62.3%、「特定空家等以外」で76.5%、「全体」では72.2%となりました。

続きまして、特定空家等の所有者に対し、法に基づく措置を行った状況です。

令和3年度は「指導」を32件行い、10件が改善、「勧告」を7件行い、3件が改善されました。

最後に、改善に向けた支援として実施している、「特定空家等除却補助金」の実績です。

特定空家等を所有者が解体する場合に、30万円を上限として、解体工事費の3分の2を補助する制度で、令和3年度の実績は14件です。

右側の写真は、平成27年度から対応を開始し、令和3年度に補助金を活用して解体された、美杉町地内の案件です。建築指導課からは以上となります。

	以上が事項書2の「(2) 空家等対策に係る取組の進捗状況について」になります。
豊福委員長	ありがとうございました。それでは、まずはこの間の取組の進捗状況ということで事務局のほうから説明をいただきましたが、これにつきまして皆様からご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。
中尾委員	8ページの空き家無料相談会について、私も相談員として参加させていただいていますが、アンケート結果で良い結果も多かったということです、参考にならなかったという回答はどんな感想であったのでしょうか。
環境保全課 (前田委員)	参考にならなかったということで1件いただいているが、詳細情報があるのは良い結果のものばかりでした。
中尾委員	参考にならなかったという意思是確認できましたが、感想はなかったということでしょうか。
環境保全課	そのとおりです。
岸野委員	16ページの補助金の関係だが、金額について希望された方は全額受けることができたのか。どの程度充足されたのか。
美杉総合支所	要望された方には全額充足されております。
豊福委員長	それでは、次の事項に移りたいと思います。同じ資料になりますが、「(3) 令和4年度の取組」について事務局のほうからお願いしたいと思います。
事務局	それでは、引き続きスクリーンをご覧ください。資料は、23ページになります。令和4年度については、ここまでご説明させていただいた取組について、継続して進めていくこととしております。 まず、一本目の柱として、空家等の発生の抑制と適正管理の促進として、空き家無料相談会の実施、所有者、家族、地域への周知・啓発、老人福祉施設等と連携した周知・啓発、市外転出者への周知・啓発に取り組みます。 次に、二本目の柱として、空き家等の利活用の促進については、市内全域を対象とした空き家リノベーション事業と、新たに空き家情報バンク成立物件の家財道具処分を補助する家財道具処分事業を追加した津市空き家有効活用推進事業補助金、そして美杉地域を対象とした津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金と津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金のほか、商店街等新店舗誘致奨励金も新たに運用を開始しております。また、空き家情報バンクの利用促進として、利用登録のオンライン申請を可能にしたことや、小さな改善の取組みとなりますが、利用手順案内書のスペイン語、ポルトガル語、英語対応、空き家情報バンクページと耐震関係ページとのリンク化などについても新たに取り組みを進めております。その資料について、今からお配りさせていただきたいと思います。 最後に、3本目の柱として、管理不全な空家等の解消の促進として、津

市特定空家等除却補助金、管理不全空家等の所有者に対する情報提供、改善依頼を行うことや、空家等の解体に係る支援制度の周知・啓発を継続するほか、新たに略式代執行の検討を行っております。

新たな取組としましては、外国語対応の手順書の作成や、空き家情報バンクと他のページのリンク化を行ったり、一番下にあります、略式代執行の検討といったものが新たな取組となります。

最後に、先進事例の研究の一つとして、前回会議の際にご意見をいただきました、京都市における空き家税についてご説明させていただきたいと思っております。京都市では2026年、令和8年の導入を目指し、「非居住住宅利活用促進税」の導入検討を行っているところです。その内容は、京都市によると、市が課税主体となる、法定外普通税で、目的としては居住者のいない住宅への居住を促進することにより人口減少に歯止めをかけ、土地及び家屋の有効活用を図ること、また、居住者のいない住宅が存在することによる現在、および将来の社会的費用の低減を図りつつ、その経費に係る財源を確保するため、と説明されています。

その内容としては、納税義務者については、「市街化区域に存する専ら居住の用に供する者のいない住宅の所有者」で、税率は、家屋価値割は固定資産税課税評価額の0.7%、立地床面積割は家屋評価額によって0.15%～0.6%となっております。

津市におきましても同様の施策を行うことによって、空き家の利活用が促進され、管理不全空き家が減少することによって防犯・防災面の改善や、供給住宅の増加により、新たな人の流入が期待できる一方、新たな法定外課税となりますので、課税内容について慎重な議論を進め、条例を制定したうえで、総務大臣の許可を得る必要があるなど、周到な準備と対策が必要となることや、納税義務者への丁寧な説明により理解を求めていく必要があるなど、導入までの期間が長期となることや、システム開発などに新たな経費が発生すること、賦課業務及び徴収業務負担の大幅な増加などが想定される部分が懸念となってくると思われます。

津市としては、人口減少や空き家の一層の増加など、今後の社会情勢の推移の状況を踏まえ、京都市など先行事例を注視し、必要に応じて議論を深めていきたいと考えています。

以上が事項書の「2（3）令和4年度取組について」の説明となります。

豊福委員長

ありがとうございました。令和4年度取組について、先進事例の紹介もありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。本日は委嘱があつて初めての委員会ですので、新しく取り入れられたことですか、先進事例についてでも構いませんので、一言ご発言いただければと思います。

中尾委員

23ページの令和4年度取組内容ですが、空家等発生の抑制と適正管理の促進という中で、以前からお話している内容にはなりますが、空き家無料相談会での周知・啓発、具体的には相談会で、より空き家情報バンクを知ってもらうために、空き家情報バンクの動画を流すことを提案させていただきたいと思いますがどうでしょうか。

事務局

是非検討していきたいと思っております。動画については、令和3年度は初回

ということで技術的にも未熟な部分があったかと思いますが、そういった部分を改善し、見やすい動画を空き家相談会で流したいと思います。

豊福委員長

以前のアンケートでも空き家情報バンクのことを知らないというアンケート結果もありましたことから、そういう機会で周知していくのは大事かと思います。

そのほかご意見ありますでしょうか。

田中委員

今回初めて参加させていただきましたが、色々な取組がされている中で、実際に相談に来られる方も含めて市民の方に周知ができていない、情報が行き渡っていないのではないかと感じる所が感じられます。先ほどお話がありましたが、無料相談会での動画を流すというのがありますが、例えば市役所の1階に大きなモニターがあり、色々な情報を流していますが、各総合支所などに同じようなものがありましたら、そこで空き家情報バンクに関する情報を市民の方にわかりやすい形で示していくのも一つの方法かと思われますので、検討をしていただければと思います。

事務局

モニターがありますのは、本庁舎と久居総合支所のほうになりまして、そういったところで空き家情報バンクの紹介、こういった方法でできるか検討をしていきたいと思います。

野田委員

23ページの令和4年度の取組について、管理不全な空家等の解消の一番最後の略式代執行の検討の部分が気になりまして、条例の制定などはこれから検討ということでしょうか。

事務局

略式代執行は法律に基づいて可能でございますので、条例を作る必要はございません。津市内に所有者のない物件空き家が数件ございますので、それをいかに対処していくかの検討になります。

野田委員

条例の制定は必要ないということですね。ありがとうございます。

橋本委員

高齢者の一人暮らしが近頃多く、孤独死をされていたということも聞かれたりし、深刻な問題なんだな、と思いながら聞かせてもらっていた。インターネットができる方は上手に情報を知ることができるものですが、ご提案の動画は非常に良いと思いました。チラシの配布というか、各自治会の掲示板へ張らせてもらうのも効果的かと思います。

事務局

貴重なご意見をありがとうございます。自治会掲示板への掲示もしっかりとりまとめる所属がございますので、そういった所属を通じて検討を進めていきたいと思います。

藤田委員

不動産会社の中には建物管理を仕事にしていこうという所がありまして、不在の建物を管理しながら処分をかけていこうというものですが、市役所の中でそのような管理の委託相談を受けてどうするか、というものもやってみてはどうかと思います。また、高齢化社会の中で社会福祉施設とのタイアップ、中々その効果を出すのはどうかな、と子供さんたちとのコミュニケーション、その部分がある程度顕在化してもらえれば見やすくな

るかなと思います。

事務局

適正管理のための窓口ということでしょうか。

藤田委員

相続した方がどこに相談したらよいかわからないというのが実態であり、その窓口を少し広くとってもらっていただけるようなものであればと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

豊福委員長

ひととおり委員の方からはご発言いただきましたが、取組内容、進捗状況等踏まえて色々な取組をしていただきたいということで、委員会でも検討していくことになると思いますのでよろしくお願いします。

ご質問、その他ございませんでしょうか。

それでは御意見も出揃ったようですので、本日の事項は以上となりますので、事務局にお返しいたします。

事務局

本日は、長時間にわたりご意見等いただきまして、誠にありがとうございます。本日いただきました貴重なご意見等につきましては、事業実施の参考とさせていただきますと思います。

【閉会】